

# 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成27年2月12日  
障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム

## 【目次】

第1	基本的考え方	4
第2	各サービスの報酬改定の基本方向	6
1.	障害福祉サービス等における共通的事項	6
(1)	福祉・介護職員処遇改善加算の拡充	6
(2)	福祉専門職員配置等加算の見直し	6
(3)	食事提供体制加算の適用期限の延長等	7
(4)	栄養マネジメント加算の見直し	8
(5)	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大	8
(6)	送迎加算の見直し	8
(7)	基準該当サービスの対象拡大	9
(8)	サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し	9
(9)	物価動向の反映	10
(10)	地域区分の見直し	10
2.	訪問系サービス	10
(1)	訪問系サービスにおける共通的事項（居宅介護、同行援護及び行動援護）	11
(2)	居宅介護	12
(3)	重度訪問介護	13
(4)	行動援護	14
3.	療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所	16
(1)	療養介護	16
(2)	生活介護	16
(3)	施設入所支援	17
(4)	短期入所	19
4.	共同生活援助・自立訓練	22
(1)	共同生活援助	22
(2)	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	24
(3)	宿泊型自立訓練	25

5. 就労系サービス	27
(1) 就労移行支援	27
(2) 就労継続支援A型	29
(3) 就労継続支援B型	31
6. 相談支援・地域相談支援	32
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	32
(2) 地域移行支援	33
7. 障害児支援	34
(1) 障害児通所支援	34
(2) 障害児入所支援	39
8. その他	41
(1) 国庫負担基準の見直し	41
(2) 補足給付の見直し	41
<b>第3 終わりに</b>	<b>42</b>

別紙1 福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて	43
---------------------------	----

別紙2 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	45
----------------------------	----

[訪問系サービス]

居宅介護サービス費	45
重度訪問介護サービス費	47
同行援護サービス費	48
行動援護サービス費	48
重度障害者等包括支援サービス費	49

[日中活動系サービス]

療養介護サービス費	50
生活介護サービス費	51
短期入所サービス費	53

[施設系サービス]

施設入所支援サービス費	54
-------------	----

[居住系サービス]

共同生活援助サービス費	56
-------------	----

[訓練系・就労系サービス]

機能訓練サービス費	58
生活訓練サービス費	59
就労移行支援サービス費	59
就労継続支援A型サービス費	60
就労継続支援B型サービス費	61

[相談系サービス]	
計画相談支援費	61
障害児相談支援費	62
地域移行支援サービス費	62
地域定着支援サービス費	62

[障害児通所系サービス]	
児童発達支援給付費	62
医療型児童発達支援給付費	64
放課後等デイサービス給付費	64
保育所等訪問支援給付費	66

[障害児入所系サービス]	
福祉型障害児入所施設給付費	66
医療型障害児入所施設給付費	73

別紙 3 地域区分の見直しについて	75
-------------------	----

## 第1 基本的考え方

### 1. これまでの経緯

- 障害福祉サービス関係費は、義務的経費化を背景として利用者数の増加等により、この10年間で2倍以上となっており、平成27年度予算案においても、対前年度比+4.5%の1兆849億円が計上されている。
- 障害福祉サービス関係費が着実な伸びを示している中で、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）においては、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定について「介護報酬と同様にサービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、福祉・介護職員の処遇改善について取り組む」こととされた。
- また、先の通常国会において、「介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が成立し、「介護・障害福祉従事者の処遇改善に資するための施策の在り方について検討し、必要な措置を講ずる」こととされた。
- このような状況の中、平成27年1月11日の厚生労働大臣と財務大臣との折衝を経て、平成27年度障害福祉サービス等報酬の改定率は±0%とされ、月額+1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリを付けて対応することとされた。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームは、平成26年6月13日から本日まで15回にわたり、34の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスごとに現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねと上記の経緯等に沿って整理し、取りまとめたものである。

### 2. 基本的考え方

- 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定は、「福祉・介護職員の処遇改善」、「障害児・者の地域移行・地域生活の支援」及び「サービスの適正な実施等」

の3つの基本的考え方の下で、以下の方針に沿って行うこととする。

### (1) 福祉・介護職員の処遇改善

- 障害福祉サービスにおける利用の伸びが見込まれる中、更なる福祉・介護の人材確保・処遇改善の取組を進めていく必要がある。このため、前回改定において創設された福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乘せ評価を行うための新たな区分を創設する。
- また、障害種別ごとの特性や重度化・高齢化に対応したきめ細かな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持った人材を確保するため、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価する。

### (2) 障害児・者の地域移行・地域生活の支援

- 「障害者の地域生活の推進に関する検討会」、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」及び「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書等において、重度の障害児・者や精神障害者の地域移行・地域生活の支援の推進について、更なるサービスの充実に向けた具体的な提言がなされている。
- これらを踏まえ、重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等の充実を図る。また、個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進する。
- 障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等を図る。

### (3) サービスの適正な実施等

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえ、サービスの適正実施の観点から所要の見直しを行う。

## 第2 各サービスの報酬改定の基本方向

### 1. 障害福祉サービス等における共通的事項

#### (1) 福祉・介護職員処遇改善加算の拡充

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設する。
- 新設する区分の算定要件として、現行の加算のキャリアパス要件である
  - ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
  - ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することのいずれにも適合するとともに、定量的要件として、賃金改善以外の処遇改善の取組について、近年に新たに実施していることを要件とする。

→「福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて」（別紙1）参照

#### (2) 福祉専門職員配置等加算の見直し

- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設する。

#### ●福祉専門職員配置等加算の見直し

[現行]

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）

常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所

- ①生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス 10単位/日
- ②療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 7単位/日

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）

生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤

職員が30%以上雇用されている事業所 ①6単位/日 ②4単位/日

[見直し後]

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）【新設】

常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所 ①15単位/日 ②10単位/日

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）

常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所 ①10単位/日 ②7単位/日

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）

生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている事業所 ①6単位/日 ②4単位/日

(注) 現行の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、名称を福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）に変更する。

(3) 食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型においては、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成27年3月31日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられているが、当該加算の取得実態を踏まえ、これを平成30年3月31日まで延長する。なお、障害児通所支援においても同様の措置を講ずる。
- その際、食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直しを行う。
- なお、重度障害者等包括支援において短期入所を提供する場合についても同様の措置を講ずる。

●食事提供体制加算等の見直し

	[現行]	[見直し後]
(障害福祉サービス)		
日中活動系サービス	42単位/日	→ 30単位/日
短期入所・宿泊型自立訓練	68単位/日	→ 48単位/日
重度障害者等包括支援	68単位/日	→ 48単位/日

(障害児通所支援)

児童発達支援・医療型児童発達支援

食事提供加算（Ⅰ）	42単位／日	→	<u>30単位／日</u>
食事提供加算（Ⅱ）	58単位／日	→	<u>40単位／日</u>

(4) 栄養マネジメント加算の見直し

- 施設に入所している利用者について、栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、施設入所支援及び福祉型障害児入所施設について、現行の加算単位を引き上げる。
- また、平成27年3月31日までとされている管理栄養士の配置要件の経過措置について、管理栄養士の役割や配置状況等を踏まえ、廃止する。

●栄養マネジメント加算の見直し

[現行] 10単位／日 → [見直し後] 12単位／日

(5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大

- コミュニケーション等に重大な支障がある視覚・聴覚言語障害者に対する生活の支援を適切に評価する観点から、現在日中活動系サービスのみ算定できる視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助も算定対象とする。

(6) 送迎加算の見直し

- 送迎加算については、平成23年度まで障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われていた経緯から、これまで都道府県が認める基準により加算を算定できる取扱いとされている。このため地域により算定基準に格差が生じていることから、都道府県の独自基準による取扱いを廃止するとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）について、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した加算区分を新たに設ける。
- また、原則として事業所と居宅間の送迎のみとされている取扱いについて、送迎加算を算定する全てのサービスにおいて、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算の対象とする。
- なお、宿泊型自立訓練に係る送迎加算については、算定実績を踏まえ、廃



止する。

●送迎加算の見直し（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）

[現行]

送迎加算 27単位/回

1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合その他障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定。

[見直し後]

送迎加算（Ⅰ） 27単位/回

1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定。

送迎加算（Ⅱ）【新設】 13単位/回

1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に算定。

(7) 基準該当サービスの対象拡大

- 介護保険制度の小規模多機能型居宅介護事業所で障害児者を受け入れた場合、基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとして報酬上評価される仕組みとなっているが、平成24年度に創設された看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の普及状況を踏まえ、新たに基準該当サービスの対象とする。（報酬単位については、小規模多機能型居宅介護事業所で障害児者を受け入れた場合と同一とする。）

(8) サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

- サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の配置要件に係る研修の修了の猶予措置について、地方自治体における研修修了者の養成状況等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

- ・ サービス管理責任者について、平成27年3月31日までの経過措置とされている平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置については、廃止する。また、指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置については、3年間の経過措置を設けた上で廃止する。
- ・ 児童発達支援管理責任者について、平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設ける（平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。）。また、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設ける。

## (9) 物価動向の反映

- 前回改定以降の物価の上昇傾向（\*）を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬の見直しを行う。

\* 平成26年4月の消費税率引上げ（5%→8%）相当分を除く。

- その際、居宅介護の身体介護及び通院等乗降介助など一部のサービス区分については、同種の介護保険サービスとの均衡を考慮して報酬単位が設定されていることから、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

## (10) 地域区分の見直し

- 国家公務員の地域手当が6区分（18%、15%、12%、10%、6%及び3%）から7区分（20%、16%、15%、12%、10%、6%及び3%）に見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分の見直しを行う。
- なお、障害者に係る地域区分は、前回改定で行った見直しが平成27年4月に完全施行されることを踏まえ、今回は見直しを行わない。

→「地域区分の見直しについて」（別紙3）参照

## 2. 訪問系サービス

(1) 訪問系サービスにおける共通的事項（居宅介護、同行援護及び行動援護）

（中重度者の受入れや人員配置基準以上にサービス提供責任者を配置している事業所に対する評価）

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所について、新たに特定事業所加算において評価する。

●特定事業所加算（Ⅳ）（仮称）【新設】

<居宅介護、同行援護及び行動援護>

以下のいずれにも適合する場合、所定単位数の5%を加算。

- ① 事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該研修計画に従い、研修を実施又は実施予定としていること。
- ② 次の掲げる基準に従い、サービスが行われていること。
  - ア 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。
  - イ サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けること。
- ③ 事業所の全ての従業者に対し健康診断等を定期的実施すること。
- ④ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- ⑤ 事業所の新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。
- ⑥ 人員基準に基づき、常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。
- ⑦ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。

（サービス提供責任者の配置基準の見直し）

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、利用者の情報の共有などサービス提供責任

者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者50人に対して1人以上に緩和する。

●サービス提供責任者の配置基準の見直し

＜居宅介護、同行援護及び行動援護＞

[現行] 以下のいずれか

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

[見直し後] 以下のいずれか

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

(2) 居宅介護

(基本報酬の見直し)

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬の見直しを行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

(福祉専門職員等との連携の評価)

- サービス提供責任者に係る障害特性の理解や医療機関等専門機関との連携、従業者への技術指導等の課題に対応するため、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

●福祉専門職員等連携加算(仮称)【新設】 564単位/回

初回のサービスが行われた日から起算して90日の間、3回を限度として算定。

### (3) 重度訪問介護

#### (重度障害者への支援の充実)

- 重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価の充実を図る。

#### ●障害支援区分6の者に対する加算の見直し

[現行]

障害支援区分6の場合 100分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算。

[見直し後]

障害支援区分6の場合 100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算。

#### (行動障害を有する者に対する支援のための連携の評価)

- 行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

#### ●行動障害支援連携加算(仮称)【新設】 584単位/回

初回のサービスが行われた日から起算して30日の間、1回を限度として算定。

#### (特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し)

- 平成27年3月31日までとされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置について、当該経過措置を設けてから6年が経過したことを踏まえ、廃止する。なお、重度訪問介護従業者については、実務経験もサービス提供を行う上で重要であることに鑑み、新たに実務経験規定を設ける。

#### ●特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し

[現行]

当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であるこ

と。ただし、平成27年3月31日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として3,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が50/100以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

[見直し後]

当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、旧1級課程修了者又は重度訪問介護従業者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。

#### (4) 行動援護

(行動障害を有する者に対する支援のための連携の評価)

- 行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

●行動障害支援指導連携加算（仮称）【新設】 273単位/回

重度訪問介護に移行する日の属する月につき、1回を限度として算定。

- また、行動障害を有する者の支援に当たっては、関係者間で情報を共有し、一貫性のある支援を行うことが重要なことから、支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合は減算を行う。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設ける。

●支援計画シート等が未作成の場合の減算【新設】

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算。

(行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し)

- ヘルパー及びサービス提供責任者の更なる資質の向上を図るため、行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、ヘルパーについては30%減算の規定を廃止する。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を

設ける。

### ●行動援護におけるヘルパーの要件

[現行]

- ① 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するもの
- ② 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの（報酬の取扱いを30%減算）

[見直し後]

- 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

### ●行動援護におけるサービス提供責任者の要件

[現行]

- 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に5年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成27年3月31日までの間、行動援護従業者養成研修修了者にあつては、直接業務に3年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

[見直し後]

- 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

(特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し)

- 平成27年3月31日までとされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置について、当該経過措置を設けてから6年が経過したことを踏まえ、廃止する。

### ●特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し

[現行]

当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であること。ただし、平成27年3月31日までの間は、当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であって行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

[見直し後]

当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であること。

### 3. 療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所

#### (1) 療養介護

##### (基本報酬の見直し)

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを行う。その際、特に小規模な事業所（定員60人以下）に配慮する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

#### (2) 生活介護

##### (基本報酬の見直し)

- 支援内容に応じた評価を行うため、従来、基本報酬の中で行っていた看護職員の配置に対する評価について、その一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを行う。その際、特に事業所規模や障害支援区分の高い利用者に配慮する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

##### (開所時間減算の見直し)

- 適正なサービス時間の評価を行うため、現行の開所時間減算について、4時間未満の場合の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設ける。